

経営情報ニュース



●Webサイトパック
ホームページ制作費0円
全て揃ったパッケージサービス
●SNS運用サポート
LINE@/facebookページ
<http://brain-works.jp/>

2018. 7. 16 (月) 発行

一元化後の退職改定と在労調整期間

被用者年金一元化の老齢厚生年金の退職改定、在職老齢年金の調整（在労調整）期間について解説します。

■退職改定の時期

老齢厚生年金の受給者が退職後、再び被保険者とならず1月経過後に増額改定することを退職改定と言います。一元化前は、例えば、62歳から受給中だった方が、翌年の3月31日退職（4月1日喪失）すると、喪失日の翌月（5月）から退職改定されました。一方、公務員の退職改定は、退職日の翌月（例では4月）からでした。そのため一元化後は公務員のしくみに揃え、喪失日ではなく退職日にて判断することになりました。

■在労調整の期間

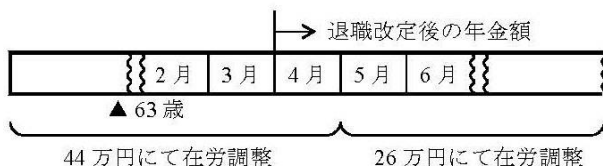
一元化前の在労調整の期間は喪失日の月（例では4月）まででしたが、一方、公務員の場合は、退職日の月（例では3月）まで在労調整が行われていました。そのため、一元化後は退職改定と同様に、公務員に揃える形となりました。

■厚生年金の被保険者は4つの種別で区分

- ・第1号厚生年金（1号厚年）→会社員、下記以外
- ・第2号厚生年金（2号厚年）→国家公務員
- ・第3号厚生年金（3号厚年）→地方公務員
- ・第4号厚生年金（4号厚年）→私学教職員

Q：私は地方公務員（3号厚年）、給料44万円で在職中です。62歳からの年金は在労調整により全額支給停止中です。今度、63歳後の4月1日から同じ職場で給与26万円の短時間勤務（1号厚年）に変わります。年金の支給はいつからでしょうか？

A：一元化後の退職改定は種別変更（3号厚年から1号厚年）毎適用されますので、上記解説のとおり4月から退職改定されます。ただし、3号厚年の資格喪失後すぐに1号厚年の資格取得のため、4月分は従前の44万円にて在労調整のため全額支給停止ですが、5月分から26万円の給料にて在労調整となりますので、ようやく年金は一部支給されるでしょう。なお、6月分からは1号厚年の老齢厚生年金の受給権が発生し、二つの年金を合わせ在労調整が行われます。



採用時の身元保証

従業員の採用時の身元保証契約には3年（契約上期間を定める場合は上限5年）の期間制限があるほか、次のような制約があります。

1. 本人（当該従業員）の単純過失（あるいは軽過失）である場合には、身元保証人は原則として責任を問われません。
2. 従業員の業務上不適任や不誠実、人事異動等があった、それが身元保証人の保証責任にかかわる可能性のあるときは、使用者は身元保証人に遅滞なく通知する義務があります。また、従業員の行為について使用者の管理監督上の過失がある場合もあります。これらの場合には、身元保証人の賠償責任は軽減されるか、あるいは免責されることもあります。

労使慣行

就業規則があるにもかかわらず、就業規則と異なった運用を長期間にわたって行っており、その実態が就業規則より優先される場合があります。例えば、“遅刻したときの賃金をカットしているが、実際は、カットしていない”ような場合です。

このような労使慣行は、

- ① 長期間にわたって反復継続している
 - ② それについて労使双方が異議をとがめない
 - ③ 使用者がその運用について問題がないと考える
- の3つの条件がすべて整っている場合は、労使慣行として認められます。この場合、突然“就業規則通りの運用をする”とした場合は、不利益変更になる可能性があります。



NEWS ダイジェスト

- **介護保険料滞納者への罰則強化**
厚労省が、介護保険料の滞納者への罰則を強化する。8月から現役並みに高い所得がある利用者の自己負担が3割へ引き上げられるのに伴い、保険料滞納者の負担割合を4割に引き上げる。滞納の防止、納付者の公平性を確保することがねらい。
- **税・社会保険料関連の書類を不要に**
政府は、源泉徴収に必要な税務書類など従業員に関連する書類を対象に、企業による資料の作成・提出を不要とする検討を始めた。企業がクラウド上にあげた給与情報等データに行政側がアクセスして手続きを進める。2021年実施を目指す。